

平成27年4月1日施行
令和8年8月1日変更

定 款

電力広域の運営推進機関

(変更履歴)

平成27年4月1日施行

平成28年4月1日変更

平成29年3月31日変更

平成30年4月1日変更

令和元年7月1日変更

令和2年2月1日変更

令和2年5月1日変更

令和2年7月8日変更

令和3年2月1日変更

令和3年4月16日変更

令和4年2月1日変更

令和4年4月1日変更

令和5年4月3日変更

令和6年4月1日変更

令和7年4月1日変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と称する。

2 本機関の英文による名称は、Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN と表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本機関の事務所は、東京都江東区に置く。

(目的)

第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視、電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

(設立の根拠)

第4条 本機関は、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)により設立する。

(業務内容)

第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。

- 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- 二 法第28条の4第1項の規定による指示を行うこと。
- 三 送配電等業務指針を策定すること。
- 四 法第29条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。
- 四の二 法第33条の2第3項の規定による検討及び送付を行うこと。
- 五 入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。
- 五の二 法第97条第1項の卸電力取引所から法第99条の8の規定による

- 納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- 五の三 法第97条第1項の卸電力取引所から法第99条の8の規定による納付を受け、法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第2項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。
- 五の四 前2号に掲げる業務(以下「広域系統整備交付金交付等業務」という。)を実施するため、法第28条の48第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。
- 六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- 七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- 八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- 八の二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第2条の2第2項に規定する供給促進交付金(以下単に「供給促進交付金」という。)、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金(以下単に「調整交付金」という。)、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する系統設置交付金(以下単に「系統設置交付金」という。)及び再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する特定系統設置交付金(以下単に「特定系統設置交付金」という。)の交付、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規定による返還命令等による徴収並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。
- 八の三 再生可能エネルギー電気特措法第15条の19の規定による交付金相当額積立金(再生可能エネルギー電気特措法第15条の6第1項の交付金相当額積立金をいう。以下同じ。)及び解体等積立金(再生可能エネルギー電気特措法第15条の12第2項の解体等積立金をいう。以下同じ。)の管理を行うこと。
- 八の四 再生可能エネルギー電気特措法第7条第10項の規定による入札を実施すること。
- 九 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用(以下「災害等復旧費用」という。)の一部に充てるための交付金(以下「災害等扶助交付金」という。)を交付すること。

十 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(業務規程)

第6条 本機関は、前条に規定する業務及びその執行に関する事項を業務規程で定める。

2 本機関は、業務規程を変更しようとするときは、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可をもって行う。

(用語)

第7条 この定款において使用する用語は、この定款において定めるものを除き、法において使用する用語の例による。

2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

一 「法人等」とは、法人、組合その他これらに準じる事業体をいう。

二 「親法人等」とは、他の法人等の出資割合の過半数を有する法人等をいう。

三 「子法人等」とは、一の事業者が法人等の出資割合の過半数を有する場合における当該法人等をいう。なお、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の出資割合の過半数を有する場合、当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。

四 「親子法人等」とは、親法人等又は当該親法人等の子法人等をいう。

五 「流通設備」とは、電線路、変電所及び開閉所をいう。

六 「送電系統」とは、一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者たる会員が維持し、及び運用する流通設備をいう。

七 「地内基幹送電線」とは、一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧から2階級（一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の送電線をいう。

八 「連系線」とは、一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する250キロボルト以上の交流送電線、200キロボルト以上の直流送電線及び交直変換設備をいう。

九 「広域連系系統」とは、次のアからエまでに掲げる流通設備をいう。

ア 連系線

イ 地内基幹送電線

ウ 一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧から2階級（一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧）の母線

- エ 一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧から2階級を連系する変圧器（一般送配電事業者たる会員の供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは対象外。）
- 十 「連系等」とは、発電設備等（発電設備及び蓄電設備をいう。以下この号において同じ。）若しくは需要設備を新設又は増設し、新たに電氣的に流通設備に接続すること、及び、既に接続済みの発電設備等若しくは需要設備の内容又は運用を変更し、流通設備に電氣的な影響を与えることをいう。
- 十一 「系統アクセス業務」とは、送電系統への連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務をいう。
- 十二 「容量市場」とは、入札の実施により、将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいう。
- 十三 「電源入札等」とは、次のア及びイに掲げる仕組みをいう。
- ア 将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力が不足することが明らかになった場合に、入札の実施その他の方法により、発電等用電気工作物の新增設をし、並びに当該発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者、既存の発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者、休止若しくは廃止している発電等用電気工作物を再起動し、並びに当該発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組み
- イ 将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力が不足する場合に備えて、入札の実施その他の方法により、休止している発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集するための仕組み
- 十四 「災害等復旧費用の相互扶助」とは、法第28条の40第2項の規定により、災害等扶助交付金を交付するための仕組みをいう。

第2章 会員

(資格)

第8条 本機関の会員の資格を有する者は、次の各号の電気事業者に限る。

- 一 一般送配電事業者
- 二 送電事業者
- 三 配電事業者
- 四 特定送配電事業者
- 五 小売電気事業者
- 六 発電事業者
- 七 特定卸供給事業者

(加入)

第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、本機関に対し書面又は電磁的方法で加入する手続をとらなければならない。

2 本機関に加入する手続をとった者は、次の各号に掲げる電気事業者の区分にしたがって、同号に掲げる日をもって、会員たる地位を取得する。

- 一 小売電気事業者 経済産業大臣による電気事業の登録を受けた日
- 二 一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者 経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日
- 三 特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者 経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日

3 次の各号に掲げる者は、同号に掲げる日をもって会員たる地位を取得する。この場合において、会員たる地位を取得した者は、直ちにその旨及びその理由を本機関に通知しなければならない。

- 一 電気事業（複数の電気事業を営む法人の分割にあつては各電気事業をいう。以下、本項において同じ。）の全部を譲り受けた者 当該事業の譲受けの効力が生じた日
- 二 電気事業者たる法人の合併により合併後存続する法人、合併により設立した法人又は分割により電気事業の全部を承継した法人 当該合併又は分割の効力が生じた日
- 三 電気事業者の地位を承継した相続人 相続があつた日

(脱退)

第10条 会員は、次の各号に掲げる場合において、電気事業者でなくなったと

きは、本機関の会員たる地位を喪失する。

- 一 法第2条の9第1項の規定により法第2条の2の登録が取り消された場合
 - 二 法第15条第1項又は第2項の規定により法第3条の許可が取り消された場合
 - 三 法第27条の8第1項から第3項までの規定により法第27条の4の許可が取り消された場合
 - 四 法第27条の12の8第1項から第3項までの規定により法第27条の12の2の許可が取り消された場合
 - 五 法第2条の8第1項の規定による届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をした場合
 - 六 法第14条第1項の許可（一般送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合
 - 七 法第27条の12において準用する法第14条第1項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合
 - 八 法第27条の12の13において準用する法第14条第1項の許可（配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合
 - 九 法第27条の25第1項の規定による届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をした場合
 - 十 法第27条の29において準用する法第27条の25第1項の規定による届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をした場合
 - 十一 法第27条の32において準用する法第27条の25第1項の規定による届出（特定卸供給事業の廃止に係るものに限る。）をする場合
 - 十二 会員が営む電気事業を譲渡し又は承継させた場合
- 2 会員は、前項に掲げる場合を除き、本機関を脱退することができない。

（会員の責務）

- 第11条 会員は、付与された議決権その他の権利を誠実に行使するよう努めなければならない。
- 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。
- 一 本機関が法第28条の40第1項第6号の規定により指導又は勧告を行ったときは、これに従うこと。
 - 二 本機関が法第28条の42第1項の規定により報告又は資料の提出を求めたときは、遅滞なくこれに応じること。
 - 三 法第28条の43の規定により、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気又は蓄電用の事業用電

気工作物の放電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。

四 法第28条の4第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業、配電事業者たる会員が営む配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。

3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関に対し書面又は電磁的方法で通知しなければならない。

一 前条第1項各号のいずれかに該当したとき

二 商号（名称を含む。）、本店所在地、代表者の氏名又は第8条に規定する電気事業者の区分に変更があったとき

三 電気事業者の子法人等若しくは親法人等となったとき又は電気事業者の子法人等若しくは親法人等でなくなったとき

（会員に対する制裁）

第12条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科することができる。

一 前条第2項第1号の指導又は勧告に従わないとき

二 前条第2項第2号の報告又は資料の提出を行わないとき

三 前条第2項第3号の情報を提供しないとき

四 前条第2項第4号の指示に従わないとき

五 本機関に対して、事実と異なる報告を行つたとき

六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針その他本機関が定める規程等に違反したとき

七 前各号に掲げるもののほか、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行つたとき

2 前項に規定する制裁は、けん責、過怠金の賦課及び議決権その他の会員の権利の停止又は制限とする。

3 前項に規定する過怠金の額は、300万円以下とする。ただし、過怠金を課す場合であっても、本機関による会員に対する損害賠償請求は妨げられない。

4 第1項の規定による制裁において、過怠金の賦課は議決権その他の会員の権利の停止又は制限と併科することができる。

5 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の制裁を科された場合においても、その期間中、前条第1項から第3項までに規定する会員とし

ての責務を全て履行しなければならない。

(制裁の審議及び決定)

第13条 本機関は、前条第1項の規定により会員に制裁を科そうとするときは、第62条に規定する規律調査会において制裁の可否及びその内容を審議する。

2 前項の審議を行った規律調査会は、対応案を議決し、理事長に報告する。

3 前項の報告を受けた理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、審議の結果、当該会員に対し制裁を科すことを議決したときは、直ちにこれを執行する。

(弁明の機会)

第14条 本機関は、前条第1項又は第3項の審議を行うときは、制裁の審議の対象となる会員に対し、あらかじめその旨を通知し、当該会員又はその代理人が当該制裁について審議する規律調査会又は理事会に出席して弁明するための機会を与えるものとする。

2 前項の場合において、弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく規律調査会又は理事会に出席しないときは、理事会は、前項の規定にかかわらず、当該制裁を議決することができるものとする。

(制裁の通知及び公表)

第15条 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を科す議決をしたときは、遅滞なく、当該会員に対し、理由を付してその旨を書面により通知する。

2 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を科す議決をしたときは、遅滞なく、当該会員の氏名又は商号並びに制裁の種類及びその理由を公表する。ただし、次条第1項又は第4項の規定による異議の申立てがあった場合には、制裁の可否及び内容が理事会又は総会での議決により確定した後に行う。

(異議の申立て)

第16条 会員は、自己に科せられた制裁について不服があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前条第1項の規定による通知を受けた日から10日以内に、規律調査会に対し、書面をもって異議を申し立てることができる。

一 制裁の議決までに明らかとなっていなかった事実又は証拠がその後に明らかとなった場合であって、それが制裁の議決に重大な影響を与えるもの

であるとき

二 制裁の議決のためにとられた手続に瑕疵があった場合

- 2 規律調査会は、前項の規定による異議の申立てを受理したときは、改めて制裁の可否及び内容を審議し、対応案を議決し、理事長に報告する。当該報告を受けた理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、制裁の可否及びその内容を議決する。
- 3 前条第1項の規定は、本機関が前項の規定により会員に対する制裁を議決したときに準用する。
- 4 第1項、第2項及び前条第1項の規定は、会員が第2項の規定により理事会で議決された制裁について不服があるときに準用する。この場合において、「前条第1項の規定による通知を受けた日」は「前項において準用する前条第1項の規定による通知を受けた日」と、「規律調査会」は「理事会」と、「理事会」は「総会」と読み替えるものとする。

第3章 総会

(総会)

第17条 本機関の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了前2か月以内及び毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号に掲げるときに開催する。

一 第19条第1項に該当するとき

二 その他理事長が必要があると認めるとき

4 第23条第3項又は第24条第4項の規定により議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

(決議事項)

第18条 総会は、次の各号に掲げる事項について、議決する。

一 定款の変更

二 予算の決定又は変更

三 業務規程の変更

四 決算

五 役員の選任及び解任

六 事業計画及び事業報告書

七 第16条第4項において準用する同条第1項の規定による異議の申立てをした会員に対する制裁の可否及び内容の決定

八 第30条第3項において読み替えて準用する第16条第1項の規定による異議の申立てをした役員又は役員であった者に対する処分等の措置の可否及び内容の決定

九 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項

2 次の各号に掲げる事項は総会に報告する。

一 送配電等業務指針の策定及び変更

二 前号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項

3 総会においては、第20条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、議決することができる。

(臨時総会開催の請求)

第19条 総会員の5分の1以上又は会員の総議決権の5分の1以上を有する会員から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。

2 理事長は、前項の請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集する。

(招集)

第20条 総会は、理事長がこれを招集する。

2 総会を招集するため、理事長は、総会の日から1週間前までに、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に対してその通知を発するものとする。

3 理事長は、前項の書面による方法に代えて、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(定足数及び議決権の行使)

第21条 総会は、総会員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。ただし、第18条第1項第1号及び第3号の議事は、出席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。

(議長)

第22条 総会の議長は、理事長がこれに当たり議事を掌る。ただし、理事長が欠け又は事故があるときは、理事会があらかじめ定める順序により、他の理事がこれに当たる。

2 総会の議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議決権)

第23条 総会の日から30日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。ただし、当該会員が第3項若しくは次条第4項の規定により議決権を有しない会員となる場合又は第12条第1項の規定により議決権の制限若しくは停止の制裁を科された場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、本機関は、必要と認める場合は、前項の期日後に会員となった者の全部又は一部について、議決権を有する者と定めることができる。

3 本機関と特定の会員との関係について議決するときは、当該会員は、議決権を有しないものとする。

(議決権の配分)

第24条 会員の議決権は、議決権を有する会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。

一 送配電事業者グループ（一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者である者）

二 小売電気事業者グループ（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者である者）

三 発電事業者グループ（発電事業者又は特定卸供給事業者である者）

2 会員を前項各号のグループに分類する場合において、複数の事業を営む会員については、その事業の内容に応じ、複数のグループに所属させるものとする。

3 第1項各号のグループにおける議決権の配分割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 小売電気事業者グループ及び発電事業者グループ

各グループの総議決権を各会員平等に配分する。

二 送配電事業者グループ

ア 送電事業者及び特定送配電事業者

小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方を兼業する一般送配電事業者又は配電事業者（小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方において、自己又は親子法人等が議決権を有する一般送配電事業者又は配電事業者をいう。以下、当該一般送配電事業者又は配電事業者並びに小売電気事業者グループ及び発電事業者グループに属する当該一般送配電事業者又は配電事業者の親子法人等を総称して「兼業者」という。）の、小売電気事業者グループ及び発電事業者グループにおける議決権の合計と同数の議決権を各会員平等に配分する。

イ 一般送配電事業者及び配電事業者

送配電事業者グループの総議決権から送電事業者及び特定送配電事業者に配分した議決権の合計を控除した数の議決権を、全一般送配電事業者と全配電事業者の供給区域の総需要電力量の比率に従って、全一般送配電事業者と全配電事業者に議決権を配分したうえで（第4項の規定により、当該会員の総体を一の会員とみなす場合において、当該会員のうち議決権を有する一の会員が一般送配電事業者又は配電事業者であるときは、当該会員の総体の需要電力量を当該議決権を有する一の会員の需要電力量とし、当該会員のうち議決権を有する一の会員が送電事業者又は特定送配電事業者であるときは、需要電力量を有しないものとする。）、全一般送配電事業者及び全配電事業者のそれぞれにおいて、各会員平等に配分する。ただし、配電事業者の議決権が送電事業者及び特定送配電事業者の

議決権を下回る場合には、配電事業者の議決権が送電事業者及び特定送配電事業者の議決権と同数となるよう、全一般送配電事業者と全配電事業者に議決権を配分する。

- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該会員の総体を一の会員とみなすこととし、次項の規定により、当該会員のうちの一の会員がその議決権を有し、他の会員はこれを有しないものとする。
 - 一 一のグループに、親法人等及びその子法人等が会員として存在するとき
 - 二 一のグループに、親法人等を同じくする子法人等が会員として複数存在し、当該親法人等が存在しないとき
- 5 前項に掲げる場合において、総会の前日までに、前項各号に掲げる会員が連名により、本機関に対して、当該会員のうちの一の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の会員が議決権を有することとし、総会の前日までにその届出が提出されなかったときは、前項第1号の場合は親法人等が、前項第2号の場合は資本金又は出資の額が最大である子法人等（複数存在する場合は、会員名簿の順番が最も早い子法人等）が議決権を有するものとする。ただし、一般送配電事業者については、送配電事業者グループにおいて、前項各号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該一般送配電事業者が議決権を有することとする。
- 6 一の会員が、同一のグループにおける複数の事業を営む場合にあっては、次の各号に掲げるグループごとに、その会員が営む複数の事業のうち、当該各号に規定する順序で、最初の事業を営む者として、前各項の規定を適用する。ただし、一般送配電事業者が送配電事業者グループにおける他の事業を営む場合を除き、一の会員が、総会の前日までに、本機関に対して、同一グループのうち一の事業の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の事業を営むものとして、前各項の規定を適用する。
 - 一 送配電事業者グループ 一般送配電事業者、配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者
 - 二 小売電気事業者グループ 小売電気事業者、登録特定送配電事業者
 - 三 発電事業者グループ 発電事業者、特定卸供給事業者

（書面等による議決権の行使の方法）

- 第25条 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面又は電磁的方法をもって、議決権を行使することができる。この場合、書面又は電磁的方法により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。
- 2 議決権を有する会員は、総会に出席した会員を代理人とし、その議決権を行使することができる。この場合、議決権行使を委任する会員又は代理人は、会

議の目的となる事項について賛否を表明した委任状を議事に先立ち議長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、議長に提出した委任状に代理人の指定のないものは、その人選を議長に委ねたものとみなし、議案に対して賛否の表明がないものは、原案に対して賛成したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び総会において選任された議事録署名人3名がこれに署名押印し公表するものとする。

(経済産業大臣が指名するその職員及び会員以外の電気供給事業者の出席)

第27条 本機関の会員のほか、経済産業大臣が指名するその職員及び会員以外の電気供給事業者は、総会に出席し、意見を述べることができる。

第4章 役員

(役員の定数等)

第28条 本機関には、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

2 理事長及び理事は、常勤とする。

(役員の職務及び権限等)

第29条 理事長は、特定の会員又は会員と密接な関係を有する事業者又は会員に関する特定の団体の利益を代表する立場でない者が就任し、本機関を代表するとともにその業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して業務を管掌し、理事会であらかじめ定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 第24条第1項各号に掲げるグループに属する事業者の役職員であった者が理事となるときは、同一の事業者又は兼業者の役職員であった者から2名以上、本機関の理事を選任してはならない。

4 本機関は、必要があると認めるときは、理事会の議決により、理事に本機関を代表する権限を与えることができる。

5 監事は、本機関の業務を監査する。

6 監事は、監査の必要に応じて、次の各号を行うことができる。

一 理事会、評議員会その他本機関の全ての会議に出席し意見を述べること。

二 役員（監事を除く。）及び職員に質問をし、又は説明若しくは資料の提出を求めること。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の行動規範等)

第30条 役員及び役員であった者は、別紙に定める役員行動規範を遵守しなければならない。

2 役員は、就任及び退任の際に、前項の行動規範の遵守を誓約する旨の誓約書に署名しなければならない。

3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他必要があると認めるときは、第13条から第16条までの規定を準用し、当該役員又は役員であった者に対し、必要な処分等の措置を科すものとする。この場合、第13条から第16条までにおける「会員」は「役員又は役員であ

った者」と、「制裁」は「処分等の措置」と読み替えるものとする。

(役員の欠格事由)

第31条 次の各号に掲げるいずれかに該当するものは、役員となることができない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 法又は法に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(役員の選任及び解任)

第32条 役員は、総会の議決により選任する。

- 2 本機関は、役員が前条各号の欠格事由に該当することとなったときは、総会の議決により役員を解任しなければならない。
- 3 前項に掲げる場合のほか、本機関は、正当な理由があるときは、総会の議決により役員を解任することができる。
- 4 前3項の規定による役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の任期)

第33条 役員の任期は、2年とする。

- 2 役員は、10年を超えない範囲で再任されることを妨げない。

(役員の兼職禁止等)

第34条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 役員は、会員との間で雇用契約を有してはならない。
- 3 監事は、理事長、理事、評議員又は本機関の職員を兼ねてはならない。
- 4 役員は、その退任後二年間、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、法人等の役員等

となってはならない。

- 5 前項に掲げる事項は、総会の議決に先立ち、理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決を経なければならない。
- 6 役員は、その退任後二年間、電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となってはならない。また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又は電気事業を営むその子法人等若しくは親法人等の役員等となってはならない。また、役員は、その退任後二年間、役員の任期において本機関と売買、賃借若しくは請負等の契約を締結した法人等又は売買、賃借若しくは請負等の競争入札への参加実績のある法人等の役員等になってはならない。
- 7 役員は、その退任後二年間、役員等となろうとする法人等と役員の任期における本機関との売買、賃借若しくは請負等の契約又は競争入札への参加実績の有無及び役員が退任後に関与する事業の内容と役員が本機関において関与した事業の内容の関係の確認により本機関の中立性が確保されることについて、理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決を経なければ、法人等の役員等となってはならない。
- 8 前項に掲げる理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決については、公表するものとする。

(代表権の制限)

第35条 本機関と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。理事長及び全ての理事が代表権を有しないときは、監事が本機関を代表する。

別紙：役員行動規範

第1条 本機関の役員は、本機関の目的を十分理解のうえ、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、本機関の社会的信頼の確保、維持及び高揚に精励努力するとともに、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するものとする。

第2条 役員は、業務執行上知り得た秘密情報を漏洩又は盗用してはならない。役員退任後においても同様とする。

第3条 役員は、系統利用者に関する個人情報을適切に取得し、利用目的の範囲内で利用するとともに、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第4条 役員は、本機関の業務上創造された知的財産について、その権利を的確に保護しなければならない。

第5条 役員は、業務遂行上、特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他の差別的な取扱いをしてはならない。

第6条 役員は、在任期間中において、会員の発行する有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。

2 役員は、業務遂行上、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、在任期間中において、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。

3 前2項の規定は、相続により取得することを妨げない。

第7条 役員は、法第28条の30の規定により、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成・役割)

第36条 本機関に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。
- 4 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会があらかじめ定める順序により、理事がこれに当たる。
- 5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
 - 一 総会に付議しようとする事項及び総会の招集に関する事項
 - 二 組織及び職制に関する事項
 - 三 広域連系系統の整備計画に関する事項
 - 四 需要想定要領の変更に関する事項
 - 五 供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項
 - 六 送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項
 - 七 容量市場に関する事項
 - 八 電源入札等に関する事項
 - 九 災害時連携計画の経済産業大臣への意見具申に関する事項
 - 十 災害等復旧費用の相互扶助に関する事項
 - 十一 再生可能エネルギー電気特措法に基づき本機関が行う業務に関する事項
 - 十二 各種規程の策定及び変更に関する事項
 - 十三 系統アクセス業務に関する事項
 - 十四 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項
 - 十五 会員に対する制裁並びに電気供給事業者に対する指導及び勧告に関する事項
 - 十六 評議員の任免に関する事項
 - 十七 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項
 - 十八 会費及び特別会費に関する事項
 - 十九 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項

(理事会の招集)

第37条 理事会は、原則として月に1回以上、必要に応じ理事長がこれを招集する。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会があらかじめ定める順序により、理事がこれを招集する。

- 2 理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(理事会開催の請求)

第38条 理事及び監事のうち2人以上から議題及び理由を付して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集する。

(理事会の議事)

第39条 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ会議を開き、議決を行うことができない。

- 2 理事長及び理事は、理事会において各1個の議決権を有する。
- 3 理事会の議事は、出席理事長及び理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は理事長がこれを決する。
- 4 理事長及び理事は、理事会の議決について特別の利害関係を有するときは、議決権を有しない。

(評議員会の尊重義務)

第40条 理事会は、議決に当たり評議員会の審議内容を尊重する。

- 2 第36条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第6号まで及び第8号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経なければならない。

(委員会)

第41条 本機関は、理事会の議決を経て、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の諮問に応じて業務運営に関する重要事項又は専門的知見を必要とする事項を調査審議し、理事会に対し意見を述べることができる。
- 3 委員会は、複数名の委員で構成するものとし、委員数、委員の資格、委員の任期、委員の選解任の手続その他委員会を運営する上で必要な事項は、委員会ごとに、理事会が定める。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、その経過の要領及びその結果(評議員会の審議結果及び評議員会より提出された意見の理事会の議決への反映の在り方を含む。)を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事がこれに記名し公表する。

第6章 評議員会

(評議員会の設置)

第43条 本機関に、会員から独立した客観的な視点からその運営に関する重要事項を審議するため、評議員会を設置する。

2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議し議決する。

- 一 定款の変更
- 二 予算の決定又は変更
- 三 業務規程の変更
- 四 決算
- 五 組織及び職制に関する事項
- 六 広域連系系統の整備計画に関する事項
- 七 需要想定要領の変更に関する事項
- 八 供給計画の取りまとめに係る法第29条第2項の規定に定める意見送付に関する事項
- 九 電源入札等に関する事項（ただし、緊急の場合は除く。）
- 十 送配電等業務指針の策定及び変更（経済産業省令に定める軽微な変更を除く。）
- 十一 事業計画及び事業報告書に関する事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条の規定により理事長に対し意見を述べる。

- 一 会員への指示、電気供給事業者への指導及び勧告等並びに系統アクセス業務に関する事項その他の理事会の活動状況
- 二 電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決の業務の状況に関する事項
- 三 全国及び一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保状況の評価に関する事項
- 四 需要者が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目的とする業務の実施状況
- 五 容量市場の運営状況に関する事項
- 六 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電等用電気工作物の設置に係る進捗状況及び稼働状況、落札者等有する供給能力の確保状況並びに電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する休止している発電用の電気工作物の維持及び運用に係る状況
- 七 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項

(評議員会の構成)

第44条 評議員会に、評議員の互選による議長を置く。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する評議員がその職務を代理する。

(評議員会の議事)

第45条 評議員会は、全評議員の過半数の出席がなければ審議を行い、議決することができない。

2 評議員は、評議員会において各1個の議決権を有する。

3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、必要に応じて、少数意見を付記することができるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第51条に規定する評議員の辞任勧告に関する議事は、全評議員の4分の3以上の賛成により決する。

(評議員会の招集)

第46条 議長は事業年度において半期ごとに1回評議員会を招集するほか、必要の都度評議員会を招集する。

2 評議員の4分の1以上から評議員会開催の要請があった場合、議長はその適否を判断し、必要と認めるときは、評議員会を招集する。

(理事長に対する意見)

第47条 評議員会は、その議決により理事長に対し意見を述べることができる。

2 前項の意見は、公開する。ただし、個人情報、個別企業の情報、契約に関する情報等が含まれる場合、当該部分は公開しないことができる。

3 評議員会の議長は必要に応じ、理事会において理事長に対する意見の内容を説明することができる。

(評議員の任命)

第48条 評議員は、会員以外の者であって、電気事業について学識経験を有する者（電気の需要者等を含む。）のうちから、理事会が選任し、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 評議員の数は20人以内とする。

(評議員の任期)

第49条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された評議員の任期は、前任者又は他の在任評議員の任期の残任期間と同一とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の辞任)

第50条 評議員が辞任しようとするときは、1か月前までに理事長に届け出る。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。

2 理事長は、前項の届出を受け、経済産業大臣に報告を行う。

(評議員の辞任勧告)

第51条 評議員会は、評議員に不正と認められる行為があったときは、当該評議員に対し、辞任を勧告することができる。

(評議員会の議事録)

第52条 評議員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した評議員2名がこれに記名押印し公表する。

(報酬)

第53条 評議員の報酬は、理事会の議決により定める。

第7章 会費等

(会費)

第54条 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、会員ごとに平等とし、総会の開催及び会員への事務連絡に係る費用並びに会員数等を基礎として、理事会の議決により定める。

3 本機関は、既納の会費は返還しない。

(特別会費)

第55条 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、その事業の開始以後において、毎年度、特別会費を納入しなければならない。

2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第59条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。

3 本機関は、既納の特別会費は返還しない。

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

4 容量拠出金の額に関する事項は、容量拠出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。

5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

6 本機関は、第9条第3項の規定による一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員の地位の取得が発生した場合において、その会員の地位の取得日以降、その会員の地位を対象に容量拠出金の請求が発生する場合

及びその会員の地位を対象に請求を受けた容量拠出金が納入されていない場合は、その会員の地位を取得した者に対し容量拠出金の納入を求めることができる。

(電源入札拠出金)

第56条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し、電源入札等に係る拠出金（以下「電源入札拠出金」という。）を求めることができる。

2 電源入札拠出金の額、納入期限その他の電源入札拠出金の納入の方法に関する事項は、電源入札等の案件ごとに、理事会の議決により定める。

3 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。

(地域間売買取引の決済に係る利益の納付)

第56条の2 本機関は、広域系統整備交付金交付等業務に要する費用に充てるため、法第99条の8の規定により、卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受けるものとする。

(災害等扶助拠出金)

第56条の3 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し、毎年度、災害等復旧費用の一部に充てるための交付に係る拠出金（以下「災害等扶助拠出金」という。）を求めることができる。

2 災害等扶助拠出金の額、納入期限その他の災害等扶助拠出金の納入に関する事項は、理事会の議決により定める。

3 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、第1項の規定による本機関の求めに応じ、指定された期限までに災害等扶助拠出金を納入しなければならない。

(再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金)

第56条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、小売電気事業者、一般送配電事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員から、納付金を徴収する。

2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項の規定により、再

生可能エネルギー電気特措法 15 条の 3 の規定により算定した額が零を下回った場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者たる会員から、その下回った額の納付金を徴収する。

3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 15 条の 11 第 1 項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。

4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 29 条の 2 第 1 項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。

(滞納者への対応)

第 57 条 本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

第 8 章 財務及び会計

(事業年度)

第 58 条 本機関の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金)

第 59 条 事業年度終了時において剰余金が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余あるときはその残額を翌事業年度に繰り越すこととする。

(予算等)

第 60 条 本機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（本機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、経済産業大臣の認可を受ける。また、これを変更する場合も同様とする。

(財務諸表等の提出)

第 61 条 本機関は、毎事業年度の開始の日から 3 か月以内に、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、監事の意見書を添付のうえ経済産業大臣に提出し、承認を受ける。

2 前項の規定により承認を受けた財務諸表等は、本機関の事務所における備え置きその他の方法により公表する。

(借入金及び広域的運営推進機関債)

第 61 条の 2 本機関は、法第 28 条の 55 第 1 項の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、本機関は機関債の債券を発行することができる。

(政府保証)

第 61 条の 3 本機関は、法第 28 条の 56 の規定により、前条の借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を求めることができる。

(余裕金並びに交付金相当額積立金、解体等積立金及び納付金の運用)

第 61 条の 4 本機関は、法第 28 条の 57 各号に掲げる方法により、業務上の

余裕金を運用することができる。

- 2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の10第1項の規定により本機関に帰属した交付金相当額積立金を、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるものとする。
- 3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の21の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、交付金相当額積立金及び解体等積立金を運用することができ、再生可能エネルギー電気特措法第41条において準用する再生可能エネルギー電気特措法第15条の21の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の納付金を運用することができる。

第9章 雑則

(規律調査会)

第62条 本機関が、第12条第1項に規定する制裁又は第30条第3項に規定する処分等の措置の可否及び内容を検討するときは、本機関に、役職員以外の学識経験者、弁護士等によって構成する規律調査会を置く。

(紛争解決パネル)

第63条 本機関が、法第28条の40第1項第7号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第2条第2号に定める手続実施者として、本機関に、役職員以外の学識経験者、弁護士等によって構成する紛争解決パネルを置く。

(規程等)

第64条 この定款及び業務規程において定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な規程等は、理事会の議決を経て別に定める。

(定款の変更)

第65条 この定款の変更は、経済産業大臣の認可をもって効力が生じる。

(公告の方法)

第66条 本機関の公告は、法令に別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う。

附則

第1条 この定款は、本機関の成立の日から施行する。

第2条 本機関の最初の事業年度は、第58条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成28年3月31日に終わるものとする。

第3条 本機関の成立の日までに電気事業者となった者は、第9条第2項の規定にかかわらず、発起人に対し、会員となる旨を申し出るとともに、次の各号を記載した書面を提出することにより、本機関の成立の日に会員たる地位を取得するものとする。

- 一 名称又は氏名
- 二 代表者の氏名
- 三 住所
- 四 代表電話番号
- 五 事業者種別（第8条各号の電気事業者の種別をいう。）

第4条 本機関の負担に帰すべき設立費用は、金4億円以内とする。

附則（平成28年3月31日）

（施行期日）

第1条 この定款は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

第2条 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行に伴い、電気事業者の地位を喪失した者は、定款第10条の規定に拠らず、会員の資格を喪失する。

第3条 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行日（以下、この条において「施行日」という。）時点における本機関の会員については、施行日時点において、次の各号に掲げるとおり、第24条第1項に掲げる小売電気事業者グループ、発電事業者グループ又は送配電事業者グループに分類する。

- 一 施行日時点において一般電気事業者であった会員
 - ア 小売電気事業者グループ

- イ 発電事業者グループ
- ウ 送配電事業者グループ
- 二 施行日時点において卸電気事業者であった会員
 - ア 発電事業者グループ
 - イ 送配電事業者グループ（ただし、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）による改正後の電気事業法（以下、この条において「新電気事業法」という。）第27条の4の許可を受けるべき者に該当する者に限る。）
- 三 施行日時点において特定電気事業者であった会員
 - ア 小売電気事業者グループ
 - イ 発電事業者グループ
 - ウ 送配電事業者グループ
- 四 施行日時点において特定規模電気事業者であった会員
 - ア 小売電気事業者グループ
 - イ 送配電事業者グループ（ただし、施行日時点において新電気事業法附則第7条第2項に基づき同法第27条の15の登録を受けたものとみなされる者に限る。）

附則（平成29年3月31日）

（施行期日）

この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

附則（平成30年3月30日）

（施行期日）

この定款は、平成30年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和元年7月1日）

（施行期日）

この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。ただし、第5条、第7条、第36条、第40条、第43条、第55条の2及び第57条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日）

限る。) から施行する。

附則（令和２年３月３０日）

（施行期日）

この定款は、令和２年５月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和２年７月８日）

（施行期日）

この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

附則（令和３年２月１日）

（施行期日）

この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

附則（令和３年４月１６日）

（施行期日）

第１条 この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

２ 前項の規定にかかわらず、第２８条の規定は、令和４年２月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為）

第２条 本機関は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４９号）の施行の日（令和４年４月１日）前において、同法第３条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）の規定により本機関が行う業務に必要な準備行為を行うものとする。

附則（令和４年１月２６日）

（施行期日）

この定款は、令和４年２月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和４年４月１日）

（施行期日）

この定款は、令和４年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和５年４月３日）

（施行期日）

この定款は、令和５年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和６年４月１日）

（施行期日）

この定款は、令和６年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和７年３月２６日）

（施行期日）

この定款は、令和７年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和８年７月２１日）

（施行期日）

この定款は、令和８年８月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。